



村井 慶太郎 議員



返還し使えなくなった 役場北駐車場

役場北駐車場を町財産として購入しなかった理由は

厳しい財政状況だが、補助・起債の対象とならないため

問

役場北駐車場は、町民に限らず他市町からも多くの公園や運動場の利用にとって非常に便利な駐車スペースではあったはずだが、平成26年10月から使用できなくなる。なぜ町の財産として購入しなかったのか。また、購入しなかった経緯を伺う。

役場北駐車場は、町財政調整基金が5億3,000万円程度しかない厳しい財政状況を考えると、補助または起債の対象とならない一般財源の持ち出しが、総額1億円を超える支出は不可能である。こうした状況下で、土地の購入に向け交渉を重ねてきたが金額面で合意に至らなかった。

た。平成26年3月に返還の申し出があり、応ずることになった。

施設利用の方には、イベントなどで混雑している場合は、エミフルの了解を得ているので、そちらを利用していただきたい。そのお願いを広報まきや町ホームページなどで行っている。

放課後児童クラブの今後のあり方と検討課題は

新たな基準を設けて、質の向上を図っていく

問

平成27年4月新制度として子ども・子育て支援法に基づき学童保育が大きく変わるが、本町での放課後児童クラブの今後のあり方と検討課題を伺う。

松前町子ども・子育て会 議においても、放課後児童クラブの今後のあり方について意見を聞いている。松前小学校の放課後児童クラブは、待機児童がいることから、最優先の施設の確保を行う必要がある。

現状では、新基準に適合した運営をしようとする、学校の空き教室が足りないため、今ある全ての放課後児童クラブで施設を整備するなど、新たなスペースの確保を検討していく。

福祉課長